

(訟ろー08)

令和4年4月20日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 戸 茹 左 近

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う少年院等に係る
訓令等の一部改正に関する留意点等について（事務連絡）

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号、以下「改正法」という。）の施行に伴い発出された下記の法務省令等については、本日付け最高裁判家一第108号家庭局長通知によりお知らせしたところですが、これらのうち下記2から4の訓令等の内容に関し、特に裁判所の事務に関わる部分の留意点等について、別紙のとおり取りまとめましたので、事務の参考にしていただくとともに、少年事件を担当する職員（裁判官を含む。）に対して周知されるよう取り計らいください。

記

- 1 少年院法施行規則及び少年鑑別所施行規則の一部を改正する省令（令和4年法務省令第4号）
- 2 少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令（令和4年法務省矯総第2号）
- 3 令和4年3月29日付け法務省矯少第41号法務省矯正局長通達「少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の整備について」
- 4 令和4年3月30日付け法務省矯少第44号法務省矯正局少年矯正課長通知「第5種少年院在院者の処遇について」

(別紙)

第1 少年院関係

1 特定少年の少年保護事件に係る少年院送致決定の処遇勧告に関する留意点

(1) 特定少年に対する少年院送致決定の処遇勧告

ア 少年院に収容する期間と処遇勧告

改正法により、特定少年に対して少年院送致の保護処分（少年法第64条第1項第3号）をするときは、その決定と同時に3年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院に収容する期間を定めなければならないこととなった（同条第3項）。

少年院に収容する期間とは、対象者を少年院に収容することができる期間（少年院における施設内処遇のみならず仮退院した場合の社会内処遇を行う期間も含む。）の上限を意味し、同期間を定めるに当たっては、「犯情の軽重」が中心的な考慮要素であり、対象者の要保護性の程度や今後の変化の見込み等の処遇の必要性に関わる事情は、当該期間の決定段階では基本的に考慮しないとされている¹。

したがって、少年院に収容する期間とは、犯した罪の責任に照らして許容される限度を上回らない範囲内で、できるだけ長く、その期間を設定するもの²であり、矯正教育の期間に關し家庭裁判所が付す処遇勧告とは、その性質や位置付けが異なるものであることを正確に理解し、少年鑑別所や少年院等の関係機関との間でも、この点につき誤解のないよう認識を共有しておく必要がある。

イ 処遇勧告の位置付け等について

少年院送致決定に係る矯正教育の期間に関する処遇勧告の位置付け等に

¹ 令和3年12月15日付け家庭局第一課長、刑事局第三課長事務連絡「「少年法等の一部を改正する法律の解説」の送付について」により送付した法務省刑事局作成の少年法等の一部を改正する法律の解説（以下「逐条解説」という。）37頁

² 逐条解説38頁

については、平成27年5月15日付け家庭局第一課長事務連絡「少年の処遇に関する少年院等関係機関との連携等について」（以下「平成27年5月15日付け事務連絡」という。）別紙に記されており、各庁においては、これを参考に適切に事務が行われているものと思われる。

改正法施行後も、第1種から第3種までの少年院の矯正教育課程（在院者の類型ごとに定める矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間）については従前と同様であり（改正後の矯正教育課程に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第2号、以下「矯正教育課程訓令」という。）別表1）、各課程における矯正教育の目標、当該目標を達成するために重点的に実施すべき指導内容の細目及びそれらの指導を実施する上で基準となる期間（以下「基準期間」という。）についても、基本的には従前と同様であるとされている³（改正後の平成27年5月14日付け法務省矯少第92号法務省矯正局長依命通達「矯正教育課程に関する訓令の運用について」（以下「矯正教育課程通達」という。）別表）。

したがって、特定少年に対する少年院送致決定につき家庭裁判所が特に処遇勧告を付さない場合、第1種少年院送致のときには11月を基準期間とする矯正教育課程が、第2種少年院又は第3種少年院送致のときには12月を基準期間とする矯正教育課程が、それぞれ履修すべき矯正教育課程として指定され、いわゆる長期処遇が実施されることとなる。

他方、家庭裁判所が、対象者の選定基準（矯正教育課程訓令別表1の在院者の類型をいう。）を考慮して、短期社会適応課程の標準的な期間（6月以内。以下「短期間」という。）を矯正教育の期間として設定することが適当であるとする少年について、その旨を記載した処遇勧告書を送付した場合には、20週を基準期間とする短期社会適応課程が指定されること

³ 令和3年度少年実務・基本研究会における法務省矯正局少年矯正課長講演で説明がされている。

になり、この少年のうち、短期間の範囲内で特に短い期間（4月以内。以下「特別短期間」という。）を矯正教育の期間として設定することを相当とする少年について、その旨を記載した処遇勧告書を送付した場合には、短期社会適応課程を指定の上、4月以内の個人別矯正教育計画が策定されることとなる（平成27年5月15日付け事務連絡別紙第1の1の(1)のア及びイ参照）。

また、この他少年院の長がその勧告の趣旨を十分に尊重するものとされている各種の処遇勧告（平成27年5月15日付け事務連絡別紙第1の1の(1)のウ及びエ⁴）についても、従前の運用と同様に扱われる。

ウ 留意点

イのとおり、処遇勧告の位置付け等については、特定少年の場合と17歳以下の少年の場合とで異ならないが、アに記載の少年院に収容する期間との関係には、留意しておく必要がある。すなわち、少年院に収容する期間とは、少年院における施設内処遇のみならず仮退院した場合の社会内処遇を行う期間も含む期間であるところ、仮に特定少年に対し第1種少年院送致の決定を行い、少年院に収容する期間を1年とした場合において、家庭裁判所が処遇勧告を付さないときは、第1種少年院において11月を基準期間とする矯正教育課程が指定されることになる。この場合、基準期間どおりに仮退院が実現したとしても、仮退院後の社会内処遇の期間は、1月以下となる。

少年院に収容する期間及び矯正教育の期間に関する処遇勧告の要否は、もとより裁判官の判断事項であることはいうまでもないが、実際の処遇においては、少年院における施設内処遇の期間のみならず、社会内処遇の期間についても十分に確保する要請が高い。したがって、家庭裁判所におい

⁴ なお、平成27年5月15日付け事務連絡別紙第1の1の(1)のエにおいて引用している個人別矯正教育計画通達記6の(2)のイについては、今回の改正により、記6の(2)のオに改められている。

ては、この点を踏まえ、少年院に収容する期間も考慮した上で、処遇勧告の要否を検討する必要があるものと思われる。

(2) 比較的長期間の処遇勧告が付された場合の矯正教育の期間について

従前、比較的長期間（2年以内であるが通常（おおむね1年程度）よりも長期間）の処遇勧告が付された場合の取扱いについては、個々の少年院が定める期間を矯正教育の期間とする運用がされていたところ、実際の運用としては、おおむね18月を目安に矯正教育の期間としている例が多くかった。このような従前の運用を踏まえ、今般、平成27年5月14日付け法務省矯少第93号法務省矯正局長通達「保護処分在院者の個人別矯正教育計画の策定等について」（以下「個人別矯正教育計画通達」という。）が一部改正され、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、比較的長期間の矯正教育の期間を設定することを相当とする旨の記載がある場合は、その勧告の趣旨を十分尊重するものとし、18月の期間を基準として、矯正教育の期間を定めた個人別矯正教育計画を策定するものとする旨が明記された（改正後の個人別矯正教育計画通達記6の(2)のエ）。法務省矯正局によれば、従前の運用を前提とした改正であり、家庭裁判所の事務処理に関して特に変更を要するものではないとのことであるが、比較的長期間の処遇勧告を付す前提として、家庭裁判所においてもこの点を理解しておく必要がある。

2 第5種少年院における処遇等について

(1) 矯正教育課程

改正法により、少年法第64条第1項第2号の保護処分（2年の保護観察）の執行を受け、かつ、同法第66条第1項の規定による決定（収容決定）を受けた者を収容する少年院として新たに第5種少年院が設置されることとなった（少年院法第4条第1項第5号）。

これに伴い、矯正教育課程訓令別表1が一部改正され、第5種少年院の矯正教育課程として、保護観察復帰指導課程I（P1）及び保護観察復帰指導

課程Ⅱ（P2）が置かれることとなった。これらの課程の標準的な期間については、それぞれ3月以内の期間又は6月以内の期間とされており、その基準期間については、それぞれ11週又は20週とされている（改正後の矯正教育課程訓令別表1及び矯正教育課程通達別表参照）。

なお、保護観察復帰指導課程I又は同課程Ⅱの在院者の類型については、改正後の矯正教育課程訓令別表1において、保護観察復帰指導課程Iについては「保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者を持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの」、保護観察復帰指導課程Ⅱについては「保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者（保護観察復帰指導課程Iに該当する者を除く。）」と規定されている。保護観察復帰指導課程Ⅱについては保護観察復帰指導課程Iに比較して、進路選択、生活設計を明確にし、社会復帰に対する心構えを身に付ける必要性及び家族との関係を改善し、適切に維持し、又は調整する必要性が高いことが想定されることから、改正後の矯正教育課程通達別表において、重点的に実施すべき指導内容の細目として、問題行動指導及び自主的活動に加えて、進路指導及び保護関係調整指導が指定されている（令和4年3月30日付け法務省矯正局少年矯正課長通知「第5種少年院在院者の処遇について」記2の(1))。

(2) 処遇勧告の位置付け等

第5種少年院に収容する旨の決定がされた場合の家庭裁判所からの処遇勧告に関する位置付けについては、法務省矯正局の通達においてアからウのとおり定められている。

ア　家庭裁判所において、第5種少年院に収容する旨の決定がなされ、かつ、早期の保護観察再開の可能性が大きいことを考慮した矯正教育の期間を設定することが適当である旨の勧告（早期に保護観察復帰相当又は特別早期に保護観察復帰相当）が付された場合は、保護観察復帰指導課程Iを指定

する（改正後の矯正教育課程通達記4）。

イ 保護観察復帰指導課程Iが指定された在院者について、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、特別早期に保護観察復帰相当として、2月以内の期間を矯正教育の期間として設定することを相当とする旨の記載がある場合は、2月以内の期間で、矯正教育の期間を定めた個人別矯正教育計画を策定する（改正後の個人別矯正教育計画通達記6の(2)のイ）。

ウ 保護観察復帰指導課程IIが指定された在院者について、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、特別の希望意見として特定の期間を矯正教育の期間として設定することを相当とする旨の記載がある場合は、その勧告の趣旨を十分尊重する（改正後の個人別矯正教育計画通達記6の(2)のウ）。

したがって、家庭裁判所が第5種少年院に収容する決定をした場合において、矯正教育の期間につき特に処遇勧告を付さないときは、基準期間を20週とする保護観察復帰指導課程IIが指定されることとなる。他方、早期（3月以内）に保護観察復帰相当の処遇勧告が付されたときには、基準期間を11週とする保護観察復帰指導課程Iが指定されることとなり、特別早期（2月以内）に保護観察復帰相当の処遇勧告が付された場合には、保護観察復帰指導課程Iが指定された上で、2月以内の期間で、矯正教育の期間を定めた個人別矯正教育計画が策定され、これによって処遇が行われることとなる。

また、ウに記載のとおり、矯正教育の期間に関し早期または特別早期以外の処遇勧告が付された場合については、その趣旨を十分に尊重する勧告として扱われ、矯正教育課程については、保護観察復帰指導課程IIが指定された上、個別に矯正教育の期間が設定されることとなる。

以上の第5種少年院収容の場合の処遇勧告について整理すると以下の表のとおりとなる。

家裁が相当と考える矯正教育の期間	処遇勧告	矯正教育課程	基準期間 (教育期間)
6月以内	一	保護観察復帰指導課程Ⅱ	20週
3月以内	早期	保護観察復帰指導課程Ⅰ	11週
2月以内	特別早期	保護観察復帰指導課程Ⅰ	11週 (2月以内の期間で個人別矯正教育計画を策定)
その他 ⁵	特別の希望意見として特定の期間(●月)を矯正教育の期間として設定することが相当	保護観察復帰指導課程Ⅱ	20週 (※ ⁶)

(3) 処遇勧告書

第5種少年院に収容する決定において処遇勧告を行う場合についても、少年院送致決定において処遇勧告を行う場合と同様、収容決定の決定書とは別に独立の処遇勧告書を作成し、決定後、速やかに少年鑑別所に送付するのが望ましい。また、処遇勧告書の写しについては、少年院送致決定における処遇勧告の場合と同様、少年調査記録に編てつしておくことが望ましい。

(4) 矯正教育の期間を延長する場合の取扱い

少年院の長は、矯正教育の実施状況を踏まえ、短期間又は特別短期間の矯正教育の期間を延長する場合には、あらかじめその在院者を送致した家庭裁判所の意見を聞くこととされている（平成27年5月15日付け事務連絡別紙第1の2の(1)及び(2)⁷）。

⁵ 基本的には、相当と考える矯正教育の期間が6月を超える場合が想定される。

⁶ 保護観察復帰指導課程Ⅱが指定された在院者について、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、特別の希望意見として特定の期間を矯正教育の期間として設定することを相当とする旨の記載がある場合は、その勧告の趣旨を十分尊重するものとされている（改正後の個人別矯正教育計画記6の(2)のウ）。

⁷ 平成27年5月15日付け事務連絡第2の(1)及び(2)で引用されている矯正教育課程通達記4

第5種少年院についても、少年院の長は、矯正教育の実施状況を踏まえて保護観察所の長と協議し、保護観察復帰指導課程Ⅰの在院者については3月、保護観察復帰指導課程Ⅱの在院者については6月の期間を超えて、矯正教育を行う必要があると認めるときは、あらかじめ当該在院者の収容を決定した家庭裁判所に意見を聞くこととされている（改正後の個人別矯正教育計画通達記6の(4)のウ）。この求意見書については、家庭裁判所が短期間又は特別短期間の処遇勧告を付した場合の矯正教育の期間を延長するときの書面（改正後の個人別矯正教育計画通達別紙4）と同一の書面とされているため、この場合の家庭裁判所における同書面の取扱い等についても短期間又は特別短期間の処遇勧告を付した場合と同様の取扱いとされたい。

第2 少年鑑別所関係

令和3年12月16日付け当職及び家庭局第三課長事務連絡「少年法等の一部を改正する法律の施行に向けた関係機関との協議について」に記載のとおり、改正法の施行に向けて、各庁においては、対応する少年鑑別所との間で同事務連絡別紙第1に記載の事項につき協議を行っているものと思われる。もっとも、審判鑑別（家庭裁判所の求めによる鑑別）の実施について定める家庭裁判所等の求めによる鑑別の実施に関する訓令（平成27年法務省矯少第9号、以下「鑑別訓令」という。）については、改正法施行後も、その方法や調査事項を定める条項の改正はされていない。したがって、特定少年の場合に対する審判鑑別も、基本的には17歳以下の少年に対する審判鑑別と同様の取扱いになるが、鑑別訓令等については、以下の点につき、一部改正がされているため、家庭裁判所においても留意しておく必要がある。

1 審判鑑別における判定

改正法により、特定少年に対する保護観察処分については、6月の保護観察（少年法第64条第1項第1号）と2年の保護観察（同項第2号）の2種類と

の(1)については、今回の改正により、記5の(1)に改められている。

なったことを受けて、鑑別訓令第8条に定める別表「判定の区分」が改正され、在宅保護の第2次区分として6月の保護観察及び2年の保護観察が追加された。

これにより、鑑別結果通知書表紙の判定欄に特定少年に対する保護観察を相当とする旨を記載する場合は、第1次区分として「在宅保護」と記載され、これに続けて第2次区分として、6月の保護観察又は2年の保護観察が括弧書きで記載されることになる（改正後の平成27年5月27日付け法務省矯正局長依命通達「家庭裁判所等の求めによる鑑別の実施に関する訓令の運用について」（以下「鑑別通達」という。）別紙1の第2の1の(2)のア）。

2 鑑別結果通知書の様式改定

鑑別結果通知書の様式については、鑑別訓令第10条により定められているところ、今回の改正により、同様式が改められ、表紙の備考欄に特定少年と原則逆送対象事件のチェックボックスがそれぞれ設けられており、審判時に特定少年である者に対する鑑別である場合、さらにそのうち、事件が原則逆送対象事件（少年法第62条第2項第1号若しくは第2号に該当する事件又は同法第63条第2項に規定する事件）である場合には、それぞれ該当する□にチェックがされることとなった（改正後の鑑別通達別紙1の第2の1の(4)）。

なお、原則逆送事件のチェックボックスについては、鑑別結果通知書の表紙に事件番号を記載した事件が該当する場合にのみ、チェックがされることとなっており、例えば、審判結果通知書の受領後に原則逆送対象事件が追送致され、当該追送致事件の事件番号を少年鑑別所に伝達していないような場合には、チェックはされない扱いとなることである。